

第13回統計委員会・第15回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成20年9月8日(月)15:00~17:13

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出 席 者

【委員等】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、大沢委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省関税局調査課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当) 東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官(統計基準担当) 北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 内閣総理大臣からの諮問「国民経済計算の作成基準について」
- (2) 答申(中間報告)のスケルトン(案)について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 内閣総理大臣からの諮問「国民経済計算の作成基準について」

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部から、資料1に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、国民経済計算部会に付議されることとなった。各委員等の主な意見は次のとおり。

- ・ 国民経済計算の作成基準の改定は国際連合の基準の改定に合わせて行うとのことだが、そうすると、当該作成基準は国際連合の基準のダイジェスト版にすぎないものになる。国民経済計算の作成方法は、日本固有の慣習等により必ずしも全て国際連合の基準に準拠しているわけではないので、当該作成基準は日本の国民経済計算の作成方法の大枠を定めるものとし、日本における5年に一度の改定時に見直すべき。

(2) 答申(中間報告)のスケルトン(案)について

基本計画に関する答申(中間報告)の構成イメージ(スケルトン)と盛り込むべき事項(案)等について資料2、3に基づく説明の後、意見交換が行われた。

各委員等の主な意見は次のとおり。

「はじめに」及び「第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針」部分関係

- ・ 第1-2の「現状・課題」においては、今回の基本計画が統計法の60年ぶりの改正に伴った第1回目のものであることに鑑みれば、60年間に山積した問題(分散型統計機構の下で統計が必要な分野で十分に整備されてこなかったこと等)や今後2回目以降の基本計画に引き継がれるような大きな問題を指摘した方が良いのではないか。
- ・ 戦後、現在の統計体系ができてから現在に至るまでの歴史的な経緯を前提とすることには賛成だが、それは第1-2の「現状・課題」ではなく、「はじめに」に記載して、第1部分以下は、今後5年間に取り組むべき施策に関係することに限定した方が閣議決定という形に馴染むのではないか。
- ・ 歴史的な経緯や理念を含めた記述が必要であることは賛成だが、計画である以上、フィージビリティを重視し、5年間にできることを明示すべきである。
- ・ 第1-2の「現状・課題」において家族や労働形態の多様化に伴う問題にも触れて欲しい。これまで、我が国では標準的な家庭を前提に社会政策が行われてきたため、統計は平均値を捉えることが重視されてきたが、近年、データの分布や分散に着目して社会を観察する必要性が増している。
- ・ 従来、平均値を示す集計表が中心であったことは事実であるが、少なくとも10年前からは世帯関係の統計では可能な限り分布統計も公表されている。ただ、ミクロ分析の際には、公表された統計表では必ずしも十分ではないので、今回、統計法に二次的利用が明確に盛り込まれたということであり、この点は提供の在り方の観点からも議論をすれば良い。
- ・ 経済センサスについては、日本のSNAやI/Oの作成に必要な基礎統計が諸外国と比べると不十分であること等からその改善方策に大きな期待が寄せられているが、実施機関では関係の調査事項への追加に対する抵抗感が強い。これは、回収率の向上の観点から調査票の簡素化が重視されているためであり、米国の経済センサスのように産業と商品の詳細を地域別に把握することを目的として、ほぼ全数を対象に非常に細かい調査を行うものとは異なっている。したがって、第1の「基本的な方針」の部分において、センサスに関する基本的な考え方を記述したらどうか。
- ・ 経済センサスについては、第2-1の「統計体系の根幹となる『基幹統計』の整備」に記載することではないか。
- ・ 経済センサスに関する基本的な考え方をきちんと議論することは重要であり、それを基本計画に課題として記載することまでは可能と思うが、その結論を出すためには予算面等も含め十分な検討が必要であり、現時点で結論まで基本計画に記載することは実効性等を勘案すると非常に難しい。
- ・ 単に重要だから議論していこうというだけでは、抽象度が高すぎあまり実効性がないのではないか。

問題が完全に解決できないとしても、その所在をできるだけ詰めて明確に指摘し、将来の課題として残しておくことが望ましいのではないか。

- ・ 経済センサスがSNAのために重要な情報を提供するものであることは理解しているが、経済センサスに求められている一番の役割はビジネスレジスターの構築である。経済センサスにより把握された企業の経理事項がビジネスレジスターに収録され、これにより適切な標本抽出や母集団復元が可能になることは統計の有効利用の観点から高く評価されるものである。この認識に立って、経済センサスの結果をSNAの精度向上にどう活用するかを考えるべきである。
- ・ SNAの作成に必要な統計が足りなければ、調査の実施や行政記録の活用を考え、その上ですぐれた統計を作成・公表するということまでは基本計画に記述できるが、方法論・技術論的なことは閣議決定となる基本計画の内容としてはふさわしくないのではないか。

〈第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策〉部分関係

- ・ 国民経済計算は全体の経済統計を整備する上で1つの基準になり得るものと思うが、それに照らすと多くの基礎統計が不足していることが重要な問題。この観点からすれば、第2部分にまず記載すべきことは、分散型統計機構の下で新たな分野の統計整備が十分に行われていないこと等であり、その次に統計相互の整合性等の問題がくるべきである。
- ・ 第2部分は少しメリハリがないと思う。基本計画に記載すべき事項としては、省庁横断的な統計整備、既存統計の改廃に伴う新たな統計の整備等であり、調査事項の追加等各省の努力で対応できる問題については記載する必要性は低い。
- ・ SNAは極めて情報価値が高い統計であることは間違いなく、この精度を上げるため一次統計との連携を強化することは極めて重要。
- ・ 経済センサスの具体的な手続きは別として基本的機能を適当な場所にきちんと記載すべき。
- ・ 限られた予算の中で有用な統計を作成する観点に立てば、全数調査により把握すべき事項と標本調査により把握すべき事項は区別して考える必要がある。中間投入構造が全数調査により把握すべき事項なのかには疑問がある。
- ・ 中間投入構造に関する調査は報告者の実際の負担感によって判断すべきで、ア prioriに決めることは適当でない。今後、地域のI/O表の作成が大きな期待となっている中で、まずは試験調査を実施し、実効性や精度を検証すべきである。
- ・ ある程度重要な問題として長年指摘されてきたもの、例えば、医療関係の統計の整備や地方公共団体の公共投資に関する統計の作成・公表の早期化等を個別具体的にリストアップし、これらを工程表に示した期間内に改善するよう統計委員会として求める必要があるのではないか。
- ・ 産業分類等については、米国の大統領経済報告において、変化する経済をどう捉えるかという中で、の基盤としての重要性等が指摘されており、こうした観点から記述が必要ではないか。

《第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項》部分関係》

- ・ 「有用性の確保」を施策展開の基本的な視点として挙げるならば、第3の「公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分の記載順としては、まず「リソースの確保・有効活用」、次いで「経済社会への環境変化への対応」、「統計データの有効利用」がきて、その後に「効率的な統計作成」がくるべき。
- ・ 「効率的」という用語については、従来ややもすると統計を削減することと捉えられていたこともあるので、今回は、新統計法の下で良い統計を整備する視点からこの用語を使っていることを明確にすべき。また、こうした意味から、第3部分において、まず「リソースの確保・有効活用」がくるのが適当ではないか。
- ・ 第3 - 1の「効率的な統計作成」のうち「統計に対する国民の理解の促進」については、効率的な統計作成と無関係ではないが別な次元のものではないか。また、「行政記録情報の活用」は単なる効率化以上の意味があると思う。したがって、ここの切り口を少し工夫すべき。
- ・ 第4ワーキンググループ報告書において指摘している「政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有の推進」が資料3から落ちているようなので、第3部分の適当なところに追加する必要がある。
- ・ 過日、地方分権推進委員会から出された中間報告においては、現在、国の出先機関が実施している統計業務を民間に開放する等の指摘がなされており、必要に応じて、これに関する統計委員会の考え方を第3部分の適当なところに追加することを検討すべき。
- ・ 第3 - 5の「その他」において記述されている、「ICTを活用した証拠に基づく政策立案を実現するための統計の二次加工等に関する研究開発」については、もう少しブレイクダウンした形、例えば串刺し型のオンデマンド集計、将来推計等の二次加工統計に関する研究開発といった具体的な表現をした方が方向性が明確になる。

《その他》

- ・ 今回の基本計画は、単に実施すべき施策を列記することにとどまらず、統計委員会が、計画策定後も計画事項のフォローアップや継続的な検討をするという一種の決意表明であることから、統計委員会の役割、位置づけをもう少し明示的に記述する必要がある。

(3) その他

今回は、基本計画部会の単独開催として、平成20年9月19日(金)14:00から開催することとなった。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >